平成２５年（フ）第６８７号
東京都足立区千住仲町20―９　八木方
債務者　横山　幸代
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　敏史
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月５日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９３号
東京都町田市能ヶ谷６丁目40―２
債務者　小林江利子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉井　悠介
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月５日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５０号
埼玉県さいたま市北区大成町４丁目436―402
債務者　須藤　高則
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南部　恵一
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月５日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６５号
千葉県習志野市谷津３丁目１―31―1012
債務者　鰺坂久美代
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　棚田　章弘
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８２号
東京都足立区保木間３丁目37―13―106
債務者　石井　裕子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　李　　春熙
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月５日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８号
新潟市東区東明６丁目737番地５
債務者　高橋　康男
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　伸吾
4　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月26日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３号
新潟市西区鳥原669番地２　103号、前住所新潟市西区大野町3442番地
債務者　深澤　政雄
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大田　陸介
4　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月26日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４号
鳥取県倉吉市中河原555番地
債務者　中井　明子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　周平
4　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第８１号
愛知県東海市名和町高ノ宮前６番地の１　サンビレッジ・高ノ宮５―Ａ号室
債務者　丸地　繁晴
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原島　　正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３４３号
大阪市淀川区宮原２―11―11　シャネルハイツ新大阪’83―603号室、住民票上の住所岡山県赤磐市桜が丘西７丁目２番５号
債務者　阿部　嘉弘
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　美樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９４号
京都府木津川市梅美台３丁目20番地９　ラ・ロシェル202
債務者　ネットサービスこと　安食　歌純
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２号
山口市錦町10―21　アルカディノーチェⅢ103号、住民票上の住所大分県玖珠郡玖珠町大字山田2669番地
債務者　森　　光伸
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第４３６７号
大阪府豊中市稲津町１丁目５番26―207号
債務者　阪本　龍義
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　隆啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８２号
大阪府吹田市垂水町３丁目７番３号
債務者　みやまこと　山下美津子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾形　信一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８５号
大阪府豊中市本町６丁目１番14―305号
債務者　西岡　啓壽
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原謙太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部